

令和2年度 小鳩の家保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 小鳩福祉会
所在地	武雄市武雄町大字武雄 5248 番地 1
電話番号	0954-22-2639
代表者氏名	理事長 井上民子

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	小鳩の家保育園
施設の所在地	武雄市武雄町大字武雄 5248 番地 1
連絡先	電話番号 0954-22-2639 FAX 0954-22-2681
管理者	園長 砥上隆男
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 55人 満1歳以上満3歳未満の児童 (2号認定) 27人 満1歳未満の児童 (3号認定) 8人
開設年月日	昭和24年2月1日 法人設立昭和63年9月29日
事業所番号	4120651000087

3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

(1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1576,44 m ²
	園庭	610 m ²
園舎	構造	木造一部2階建
	延べ面積	621,86 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ふたば組(0歳児)・すみれ組(1歳児) ちゅうりっぷ組(2歳児)
ほふく室		
保育室	3室	たんぽぽ組(3歳児)・ひまわり組(4歳児) もも組(5歳児)
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1	社会福祉主事任用
主任保育士	1	保育士
副主任保育士	1	保育士・幼稚園教諭
保育士	10	〃
栄養士	1	栄養士資格2名 調理員資格1名
調理員	2	
看護時	1	准看
保育補助	1	

※ 当園では、「児童福祉法 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める基準を順守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	勤務時間帯 (8:30~17:30)
主任保育士	勤務時間帯 (8:30~17:30)
保育士	勤務時間帯 (7:30~16:30)
	(8:00~17:00)
	(8:30~17:30)

	(9:30~18:30) (10:00~19:00)
栄養士	勤務時間帯 (8:00~17:00)
調理員	勤務時間帯 (8:00~17:00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、18時30分から19時00分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食育・環境教育

農業体験（田植え、稲刈り、芋ほり等）など農業体験を通じて食の大切さ及び食に対する食育、健康教育を行う。また、地球温暖化やリサイクル

ル等などの環境教育にも積極的に取り組む。

(3) 送迎

保護者による送迎をお願いします。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		12時00分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

3歳以上クラスは、保育利用料の無償化につき、保育料は無料になります。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	貝原医院
医 院 長 名	貝原良太
所 在 地	武雄市武雄町大字武雄 8007
電 話 番 号	0954-22-3366

(2) 歯科

医療機関の名称	池田歯科
医 院 長 名	池田周平
所 在 地	武雄市武雄町大字武雄 7357-2
電 話 番 号	0954-20-0066

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 井上民子	
	・ご利用時間 8:30~17:30	
第三者委員	・電話番号 0954-22-2639	
	F A X 0954-22-2681	
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	北島直知	電話番号 0954-23-1473
	福岡寿代	電話番号 0954-23-3034

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

保険の種類	保険施設賠償責任保険	日本スポーツ振興センター災害共済給付金
保険の内容	1名につき1億・一事故7億	保育中におけるけがに対する病院の治療費用
保険金額	一部保護者負担	保護者負担

16 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動， 営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

17 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか，入園，利用に当たっての詳細な留意事項等については，別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。

(実費負担)

活動帽子	全クラス別	
体操服	2歳児以上児	9月運動会前
制服	4歳児以上児	
バス旅行代金	おおむね5,000円	園児1名・保護者1名
月絵本代	1歳以上	
その他教材費		
副食費	月額5,000円	3歳児クラス以上

その他

育友会費（保護者会費）おおむね月額500円程

個人情報使用同意書

貴園への入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- 他の保育園（所）等へ転園する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

小鳩の家保育園 園長 砥上隆男 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：